（別添）

「商品先物取引検査実施要項」の一部改正について

令 和 ８ 年 ７ 月
農 林 水 産 省
大臣官房検査・監察部

Ⅰ　改正概要

１　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 34 号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、商品先物取引検査実施要項（平成 23 年９月１日付け 23 検査第２号農林水産省大臣官房検査部長通知）の一部改正を行う。

２【条ズレへの対応】

①　改正法第１条により、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ（法第 25 条～第 31 条）及びいわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設（法第 32 条）が行われたことに伴い、検査忌避等の罰則を定める法第 26 条が削られ、第 34 条として新設されたこと、

②　①に伴い、両罰規定である法第 31 条第２号が第 35 条第３号に改められることになったこと、

を踏まえ、「商品先物取引検査実施要項」の様式において該当条項を引用している箇所の改正を行う。

【該当箇所】

別記様式２　検査対象者が商品先物取引業者（商品取引所の会員等である場合に限る。）の場合

「立入検査の実施について」

（立入検査の実施の際、検査対象業者に対し、大臣名で通知するもの）

別記様式３　検査対象者が商品先物取引業者（商品取引所の会員等である場合を除く。）の場合

「立入検査の実施について」

（立入検査の実施の際、検査対象業者に対し、大臣名で通知するもの）

Ⅱ 施行時期

令和８年７月１０日（改正法第１条の施行日）